（ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等）

ボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。

その際、食生活改善推進員を始め、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、学校等との連携にも配慮して促進する。

また、民間等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。

（食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立）

食育推進運動の展開に当たっては、多様な関係者による取組を促すとともに、広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。

また、国民にとって身近な地域において、食育の推進が図られるよう、地方公共団体を中心とした協働体制の構築等を推進する。

（食育月間及び食育の日の設定・実施）

毎年６月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への参加を促し、その一層の充実と定着を図る。

特に、「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催して、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。

「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を予め定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。また、毎月19日を「食育の日」と定め、実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。

（食育推進運動に資する情報の提供）

食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法を収集し、広く情報提供する。

また、スマート・ライフ・プロジェクトにおいて、生活習慣病予防の啓発活動や、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する。

さらに、国民運動「フード・アクション・ニッポン」の中で、食育推進に資する活動を行っている企業・団体の紹介等を通じ、消費者への発信等を推進する。

５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

⑴　現状と今後の方向性

消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、これを改善していくことが求められている。

また、農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場であり、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生が必要である。

さらに、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう取組を行う必要がある。

こうした食育の取組を通じて、農林漁業への関心と理解を深めることにより、後継者等の育成も期待できる。

加えて、食品ロスの削減の必要性が国際的にも重視されつつあることも踏まえ、食品ロス削減を国民運動として展開することが求められる。また、その際には、様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、貧困の状況にある子供等に食料を提供する活動にも資するよう取り組む必要がある。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（農林漁業者等による食育推進）

農林漁業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を供するよう努める。

これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

（子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供）

子供を中心とした農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。

（都市と農山漁村の共生・対流の促進）

都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進する。

（農山漁村の維持・活性化）

農山漁村は、食育を進める上で重要な役割を果たしており、地域住民が主体となった将来ビジョンづくり、集落間のネットワーク化を通じ、地域の維持・活性化を図る取組を推進する。

（地産地消の推進）

直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校給食等における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用拡大を図る。また、地域における関係者の連携の場等の設置、地域の戦略等の策定を推進する。

また、国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用等について国民への普及・啓発等を行う。

さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。

（食品ロス削減を目指した国民運動の展開）

食品ロス削減関係省庁等連絡会議の省庁等が連携し、食品ロスの実態及び取組等を情報交換するとともに、商習慣の見直しや、食品ロス削減を意識した消費行動等の自覚形成等のため、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等が連携し、製造から消費に至る一連の食品供給行程全体で食品ロス削減国民運動を展開する。

（バイオマス利用と食品リサイクルの推進）

「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の６次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発等を促進することにより、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の有効活用を図る。

また、食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じて、特に取組の少ない地域を中心に食品リサイクルの取組を促進する。

加えて、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。

さらに、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施するとともに、必要な取組を進める。

６．食文化の継承のための活動への支援等

⑴　現状と今後の方向性

我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。

しかしながら、栄養バランスに優れた日本型食生活や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。このため、食文化の継承のための活動への適切な支援等がなされるよう、引き続き、取組を行う必要がある。

特に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、「和食」の保護・継承を本格的に進める必要がある。